

認可外保育施設におけるPCR検査の実施についてQ&A
(令和5年5月8日時点)

<本事業の対象に関すること>

| No | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 1 | 5類移行に伴い、保育所等については保健所による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定を実施しない方針であるが、本事業の対象となるのはどのような場合でしょうか。 | <p>新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）における「5類感染症」に位置付けられたことに伴い、保育施設においては濃厚接触者の特定・積極的疫学調査は実施されません。</p> <p>しかし、ハイリスク者である医療的ケア児が在籍する施設については、在籍しない施設に比べて、施設内の感染拡大の未然防止の取組の必要性が一層高いことから、5類移行前の態勢を維持する形で、本事業の検査キットを活用可能です。</p> <p>※本事業の対象の考え方については、別添フロー図をご参照ください。</p> |

<検査対象者の考え方に関すること>

| No | 質問 | 回答 |
|----|---------------------------|---|
| 4 | 検査対象者の特定はどのように行えばよいでしょうか。 | 原則は「検査対象者の考え方について」を参考に、各施設等において検査対象者を特定してください。この考え方は、（5類移行前の）令和3年6月4日付厚生労働省事務連絡「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」（別添）事業所に対して濃厚接触者等の候補となる範囲を示す場合の例を基に作成しており、都保健衛生関連部署に確認したものとなっております。濃厚接触者等の候補となる範囲について、例えば各区市町村において管轄の保健所と調整した考え方が別にある場合は、それに従っていただいても構いません。 |

<検査の実施に関すること>

| No | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 5 | 保護者の同意を取るとのことだが、必ず書面で取る必要がありますか。 | 同意の確認方法について、区市町村において異なる運用をしていただくことも可能ですので、必ずしも書面で同意を取る必要はありません。書面での同意確認を求める場合は、参考様式3「保護者同意書」を適宜加工いただき、使用してください。 |
| 6 | 保護者等へ配布した検体の回収や検査機関への検体の発送をどのように行えばよいでしょうか。 | 検査を円滑に実施するために、基本的には、各施設等において期限を設けて保護者、職員から検体の提出を受けていただき、梱包の上、発送してください。保護者等からの検体の提出状況等により、保護者等から個別に検体を検査機関に発送していただくことなども可能です。保護者から個別に検体を発送していただく場合は、別紙3「PCR検査検体採取・発送方法のご案内」に沿った梱包が行われるよう、ご説明の上キットを配布していただくなど、ご注意ください。 |
| 7 | 検査結果はどのくらいで判明するでしょうか。 | 検査機関に正午までに到着した検体については翌日、午後には到着した検体については、翌々日を目途に通知されます。土日祝日の到着分については、上記より遅れて結果が通知される場合があります。なお、検査依頼書の内容に不備があると、結果通知に時間がかかる場合があるのでご注意ください。 |
| 8 | 検査キットの使用方法や検体の梱包・発送方法について不明な点があります。 | 別紙3「PCR検査検体採取・発送方法のご案内」等の資料に記載している内容のほか、検査キットの使用方法等の詳細に不明な点がある場合には、以下の都委託事業者の問い合わせ窓口にご照会ください。 本件担当者:三瓶（さんぺい） 電 話：070-7603-4398（午前9時半から午後4時半まで） ※平日の受付時間外及び土日祝の場合は留守番電話にメッセージを残してください。 翌営業日に担当者が折り返します。 ※お問い合わせの際は「東京都保育所等のPCR検査について」とお伝えください。 |

<医療機関への受診に関すること>

| No | 質問 | 回答 |
|----|--|---|
| 9 | 医療機関に相談する場合は、具体的にどの医療機関に相談すればよいでしょうか。 | <p>次の医療機関等に相談ください。</p> <p>※いずれの医療機関も、事前に電話をしてから受診してください。</p> <p>①かかりつけ医</p> <p>②発熱外来を実施している医療機関（かかりつけ医がない場合） https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/soudan/hatsunetsugairai.html</p> |
| 10 | 検査を受けることになっていた者が、キットが届くまでの間に、感染を疑う症状を発症した場合はどのように取り扱えばよいでしょうか。 | <p>症状が悪化した場合については、速やかに医療機関等に相談してください。具体的にはNo.9の①及び②の医療機関等が考えられます。</p> |

<登園自粛要請に関すること>

| No | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 11 | 検査対象者には、必ず登園自粛を求める必要があるでしょうか。 | <p>令和5年5月2日付都福祉保健局感染症対策部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う東京都の対応について」II 2では、以下のとおり記載しています。</p> <p>「(2)濃厚接触者について 令和5年5月8日(月曜日)以降は、新型コロナ患者の濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求められません。同室者や同居のご家族が新型コロナにかかった場合には、以下の対応が推奨されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部屋を分け、お世話する家族をできるだけ限定する。 ・ その上で、患者発症日を0日とし、5日目までは自身で体調の変化に注意する。7日目までは発症可能性があるため、期間中は手指衛生、換気等の基本的な感染対策、マスク着用や高齢者等のハイリスク者との接触を控える等の配慮を行う。」 <p>本事業による検査を実施した際には、当該施設にはハイリスク者である医療的ケア児が在籍していることから、上記に基づく感染対策が特に推奨されます。また、同事務連絡II 1では、「今後は、施設における感染拡大防止を目的とした調査を必要に応じ保健所が実施していくこととなります。」としていますので、適宜管轄の保健所と確認してください。</p> |
| 12 | 濃厚接触候補者として本PCR検査キットによる検査を実施したのち、保健所が濃厚接触者を特定した。この場合、本PCR検査キットを使用した対象者のうち、濃厚接触者以外の者の登園自粛を直ちに解除して差し支えないでしょうか。 | <p>検査キットの結果等を保健所に伝えていただき、自宅待機の必要があるかを確認してください。</p> |